

「JEAC4111 原子力発電所における安全のための品質保証規程」制定案公衆審査意見対応

意見その1

JEAC4111 の 8.5.3 予防処置(1)において

「組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設等から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決めること。」とされています。この「他の施設等から得られた知見の活用」の要求はどこから生まれてきたのでしょうか？。

JEAC4111 の 0.2 基本的考え方において

「品質に係る国際的な規格であり・・・各産業界において採用実績が豊富な ISO9001:2000 を基本とした。国際原子力機関 (IAEA) 安全シリーズ No50-C/SG-Q(1996) の概念との整合を図り、原子力としての固有な要求事項にも対応するよう考慮した。(抜粋)」とあります。ISO9001:2000 と IAEA No50-C/SG-Q(1996) を元に制定された JEAG4101-2000 をみてみましょう。

JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)「8.5.3 予防処置 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、その原因を除去する処置を決めること。」です。他の組織での不適合についての予防処置は要求されていません(もちろん、他の組織の不適合への対応を禁止していません)。

JEAG4101-2000 原子力発電所の品質保証指針(基本事項編)「2.3.3 再発防止対策 不適合が発生した場合、不適合の原因を究明し、再発を防止するための対策案を立案、実施することにより、改善を図らなければならない。」です。ISO9001:2000 の 8.5.2 是正処置に相当する内容であり、予防処置に相当する要求事項は JEAG4101-2000 にはありません。

以上より 8.5.3 予防処置(1)「他の施設等から得られた知見の活用」を要求事項とする根拠がありません。以下のどちらかの対応をとられるようコメントいたします。

8.5.3 予防処置(1)から「及び他の施設等から得られた知見」を削除する。

0.2 基本的考え方に「他の施設等から得られた知見の活用」を要求事項とした理由を明記する。

規程作成段階での誤解が整理されずに残ってしまったのでしょうか？。JEAC4111 は炉規制法告示で例示規格とされるなどより一層の透明性、説明性が要求されているのではないのでしょうか？。

対応

本要求事項は「検査の在り方に関する検討会」において示された、品質保証に関する規制要求を反映したものであり、改正実用炉規則にも「第七条の三の七 第二号」として記載されていますので、削除できません。また、本要求事項を追加した主旨についても「1.目的」に規制要求事項を満足するものであると記載していることから、現行の記載のまましました。

意見その2

0.2 および解説 4.1 について

「0.2 基本的考え方」において、「無形の行為である保安活動においては、品質保証は保安活動を意味すること、またこの活動を通じて原子力安全が達成されること」など、本規格において、製品、品質、顧客が何を指しているかを明確にすることが重要であり、解説

にあるような表現を 0.2 にも明確に記載して分かり易くすべきである。
また、解説 の記載をわかりやすくすべきである。

対応

ご意見を反映し、以下のように解説 I の記載の適正化を図り、その内容の一部を「0.2 基本的考え方」に記載しました。

「0.2 基本的考え方」への追加記載

ISO 9001 を保安活動に適用するためには、同規格の重要な概念である「製品」、「品質」、「顧客」を明確にする必要がある。これらについては、解説 の「4.1 原子力安全における顧客、製品及び品質」において検討し、本規程では、「顧客」として「原子力安全規制」あるいはこれを具体化した「原子力安全規制に関する法令規制等」を、「製品」として「原子力安全」あるいは「業務」、「原子力施設」を、「品質」として「原子力安全」を適用した。

「解説 4.1 原子力安全における顧客、製品及び品質」の修正箇所

「顧客」は、原子力施設の保安活動においては、原子力安全を要求している者、即ち国民及び国民の負託を受けた原子力安全規制を意味することとなることから、本規程においては、「原子力安全規制」あるいはこれを具体化した「原子力安全規制に関する法令規制等」を適用した。

意見その 3

(コメント対象箇所)

1. 目的 上 1 行～2 行

本規程は、「原子力発電所、加工施設及び再処理施設の保安活動における品質保証要求事項(仮称)」の要求事項を満足するように定めたものである。

(意見)

ここに言う品質保証要求事項は、省令の要旨だけが短期間公開されたのみ、と承知しております。JEAC4111 と品質保証要求事項との整合性を確認されるようお願いいたします。

対応

ご意見では「品質保証要求事項は、省令の要旨だけが短期間公開されたのみ」とありますが、実際は、品質保証に関する規制上の要求事項について国の「検査の在り方に関する検討会」という公開の場で長期間、議論が重ねられ、明確になって参りました。ここで示された要求事項を基に JEAC 4111-2003 案を作成しました。

また、改正実用炉規則に基づき、規制上の要求事項と JEAC4111-2003 案との整合性を確認し、必要な修正を行った上で、JEAC4111-2003 を制定しました。

意見その 4

(コメント対象箇所)

5.1 経営者のコミットメント

4 行目～5 行目

なお、ここでいうトップマネジメントとは、組織の実施部門及び監査部門を統括する最高責任者をいう。

(意見)

この部分は ISO9001 には無い部分かと存じます。JEAC4111 は今後様々な経営形態の企業に適用が図られると思われまますので、ISO をベースにして、「何を要求事項として追加したのか」「それは品質マネジメントシステムに必須なのか」を慎重に判断し、必要なら解説に明記すべきだと思います。

対応

トップマネジメントが誰を指すのかについては、品質保証に関する規制要求を定めた改正実用炉規則に原子炉設置者と規定され、ISO9000 で定義されるものに対して特定しています。このため、5.1 の追加された記載を削除し、「3. 定義」に改正実用炉規則を反映した記載「原子炉設置者(法人にあってはその代表者)」を追加しました。改正実用炉規則に基づき、規制上の要求事項と JEAC4111-2003 案との整合性を確認し、必要な修正を行った上で、JEAC4111-2003 を制定しました。なお、ご意見のとおり、規制上の要求事項であることを下記のとおり [解説 3.2] で明記しました。

[解説 3.2]

品質保証に関する法令要求(原子力発電所(実用炉)の場合は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3の3)に基づき、品質保証の実施に係る組織を運営する者は、原子炉設置者(法人にあってはその代表者)と規定されていることから、本規程における定義を定めたものである。

以 上